

添付法令資料 3 :

電子システムにおける知的財産権侵害報告書の取扱いに関する2025年12月4日付  
インドネシア共和国法務大臣規則No.47 (目次)  
同月5日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第3条)
- 第2章 知的財産権侵害報告書の提出に係る手続 (第4条及び第5条)
- 第3章 報告書の審査及び検証に係る手続
- 第1節 報告書の審査 (第6条及び第7条)
- 第2節 報告書の検証 (第8条及び第9条)
- 第4章 サイト閉鎖及び／又はアクセス終了の勧告 (第10条ないし第12条)
- 第5章 サイト再開及び／又はユーザーのアクセス権 (第13条及び第14条)
- 第6章 終則 (第15条)